

江南市総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江南市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の試行対象は、市長が決定する。

(入札参加資格等の公告)

第3条 総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(落札者決定基準)

第4条 総合評価競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項に定めるところにより学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 4 前2項の学識経験者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。
- 5 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 6 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、江南市業者指名審査委員会において決定するものとする。

(評価基準)

第5条 評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

なお、技術資料は、入札参加申請書に併せて提出するものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度地域貢献度等とする。
- (2) 得点配分は、標準点として100点を与え、さらに技術資料の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、次に掲げる式で得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点}\} \times (\text{入札予定価格} / \text{入札価格})$$

(技術資料の審査)

第7条 第4条第3項の規定により、学識経験者の意見を聴く必要があるときは、技術資料の審査は、委員会において行い、その審査結果を基に市長が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該総合評価競争入札が特別簡易型であるときは、委員会における技術資料の審査を省略できるものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、低入札価格調査制度に基づく失格でないこと。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(落札者の公表等)

第9条 前条の規定により落札者を決定したときは、入札に参加した者にその旨を通知するとともに、評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、公表するものとする。

(書類の作成費用)

第10条 入札参加者が申請書等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。